

目次

規則

- 公文書の管理に関する条例施行規則（県政情報・文書課）

告示

- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（2件）（漁港整備推進室）
- 建設業許可の取消し（事業管理課）
- 道路の区域変更（道路課）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（5件）（都市計画課）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

人事委員会

- 第117回警察官A採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）
- 第118回警察官A採用試験の実施（同）
- 第119回警察官B採用試験の実施（同）

公安委員会

- 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則（警察本部交通企画課）

公文書の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 8 号

公文書の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公文書の管理に関する条例（令和7年宮城県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める施設)

第2条 条例第2条第2項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 宮城県図書館
- (2) 宮城県美術館
- (3) 東北歴史博物館
- (4) 公立大学法人宮城大学の設置する図書館

(条例第2条第2項第3号の歴史的な資料等の範囲)

第3条 条例第2条第2項第3号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

- (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - ア 当該資料に情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - イ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に条例第2条第4項第2号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
 - ウ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- (4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- (5) 当該資料に条例第14条第4項に規定する個人情報記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

(条例第52条第1項の規則で定める団体)

第4条 条例第52条第1項の規則で定める団体は、情報公開条例第38条第2項に規定する特定出資団体等とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県告示第102号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑 23番地4	令和8年3月1日	令和11年2月28日

宮城県告示第103号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
塩竈市海岸通 15 番 1 号
塩竈市観光物産協会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 1 月 16 日
- 4 委託年月日
令和 4 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第104号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
気仙沼市魚市場前 8 番 25 号
気仙沼漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
気仙沼漁港の指定施設（魚町二丁目護岸横泊地）の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 8 年 1 月 16 日
- 4 委託年月日
令和 5 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第105号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 許可を取り消した年月日
令和8年3月3日
- 2 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
有限会社草刈工務店 草刈 俊彦	白石市鷹巣西一丁目9番8号	般-4 第2126号

- 3 処分の内容

一般建設業許可の取消し

- 4 処分の原因となった事実

有限会社草刈工務店の役員が、令和7年9月5日付けで、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当していたことが判明した。

このことは、法第29条第1項第2号に該当する。

宮城県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月3日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 女川牡鹿線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	牡鹿郡女川町飯子浜字前網71番1地先から 同郡女川町飯子浜字夏浜3番8地先まで	前	A	7.3~36.8
B			12.2~102.3	892.8
後		A	—	—
		B	12.2~102.3	892.8

宮城県告示第107号

角田市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 仙南広域都市計画下水道
 - (2) 名称 角田市流域関連公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第108号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - (2) 名称 松坂都市下水路
- 2 都市計画の変更の種別
廃止
- 3 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第109号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - (2) 名称 大衡村流域関連特定環境保全公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第110号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 気仙沼都市計画下水道
 - (2) 名称 気仙沼市公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第111号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山元都市計画下水道
 - (2) 名称 山元町特定環境保全公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 3 月 3 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	東松島市大曲字川前 144 番 12、144 番 13、144 番 14
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	東松島市矢本字蜂谷浦 145 番 1 ロワージュ東松 島 A 棟 本田 洸樹 本田 智子

第 117 回警察官 A 採用試験を別冊 1 のとおり実施する。

令和 8 年 3 月 3 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

第 118 回警察官 A 採用試験を別冊 2 のとおり実施する。

令和 8 年 3 月 3 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

第 119 回警察官 B 採用試験を別冊 3 のとおり実施する。

令和 8 年 3 月 3 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月3日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

宮城県公安委員会規則第2号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(講習の手続等)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 前項の申出又は申請書類の提出先は、次の表の左欄に掲げる申請等窓口において、それぞれ同表の右欄に掲げる講習の種類について行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申 請 等 窓 口</th> <th style="text-align: center;">講 習 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">宮城県運転免許センター</td> <td style="vertical-align: top;"> 1～4 [略] <u>5 中型車講習（AT中型車講習に限る。）</u> <u>6 準中型車講習（AT準中型車講習に限る。）</u> <u>7 中型旅客車講習（AT中型旅客車講習に限る。）</u> <u>8 初心運転者講習（AT準中型免許対象者に対する講習に限る。）</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類	[略]		宮城県運転免許センター	1～4 [略] <u>5 中型車講習（AT中型車講習に限る。）</u> <u>6 準中型車講習（AT準中型車講習に限る。）</u> <u>7 中型旅客車講習（AT中型旅客車講習に限る。）</u> <u>8 初心運転者講習（AT準中型免許対象者に対する講習に限る。）</u>	[略]		<p>(講習の手続等)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 前項の申出又は申請書類の提出先は、次の表の左欄に掲げる申請等窓口において、それぞれ同表の右欄に掲げる講習の種類について行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申 請 等 窓 口</th> <th style="text-align: center;">講 習 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">宮城県運転免許センター</td> <td style="vertical-align: top;"> 1～4 [略] <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類	[略]		宮城県運転免許センター	1～4 [略] <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	[略]	
申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類																
[略]																	
宮城県運転免許センター	1～4 [略] <u>5 中型車講習（AT中型車講習に限る。）</u> <u>6 準中型車講習（AT準中型車講習に限る。）</u> <u>7 中型旅客車講習（AT中型旅客車講習に限る。）</u> <u>8 初心運転者講習（AT準中型免許対象者に対する講習に限る。）</u>																
[略]																	
申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類																
[略]																	
宮城県運転免許センター	1～4 [略] <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>																
[略]																	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。